



西脇市

議会だより

臨時号

発行／兵庫県西脇市議会
編集／議会広報編集特別委員会
西脇市郷瀬町605 TEL (0795) 22-3111
FAX (0795) 22-4301

議会基本条例は議会改革の集大成です

議会基本条例とは

議会とは？議員とは？わかっているようでわからない人も多いのではないのでしょうか。

地方自治法で詳しく定められています。地方自治法で詳しく定められていますが、なかなか目にする機会はありません。

議会基本条例とは地方分権の推進により、従来にも増して自己決定、自己責任が重要となる地方自治体運営について、議会の使命を最大限に果たすことを宣言したものです。議会が持つ基本的役割をできるだけわかりやすく説明します。議会の情報公開、市民参加を積極的に推進するべき運営のガイドブックとして、議会改革にて実践してきた改革事項を柱に制定したものです。

ご意見をお聞かせください

素案全文と逐条解説は市のホームページのなかの議会のページに掲載しています。広く市民の皆さんからご意見をお寄せください。

市民説明会を開催します

10月22日(月)午後7時からマナビータ大ホールにて説明会を開催します。是非ご参加ください。

また11月に開催する議会報告会でもご意見をいただきます。

みなさんのご意見をお寄せ下さい。

条例や計画などの市の基本的な政策を決める際に、「パブリック・コメント」としてその案を広く市民の皆さんに公表し、寄せられたご意見を参考にして最終的な意思決定を行うものです。西脇市議会では次の条例を制定するにあたり、市民の皆さんからのご意見を募集します。

●西脇市議会基本条例（素案）

- 期間 10月10日(水)～10月31日(水)
- 閲覧場所 情報公開コーナー・議会ホームページ
- 意見の提出方法 意見は、住所・氏名(または団体)、電話番号を明記し、郵送、FAX、電子メールまたは持参にて議会事務局へ提出してください。意見の様式は自由です。
- 提出先 〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町605番地
西脇市議会事務局
☎0795-22-3111 Fax0795-22-4301
Eメールgikai@city.nishiwaki.hyogo.jp

○その他

- ・電話や口頭での意見はお受けできません。
- ・提出に対する個別の回答はいたしません。
- ・意見の反映結果など議会の考え方は提出意見と共に、後日ホームページで公表します。(個人の氏名・団体名等は公表しません。)

No.34
2012.10.1

西脇市議会基本条例 (素案)

平成24年9月20日現在

文 合議制の機関として市民の
前 信託に依っていきます。

前文

議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた市長とともに、西脇市の代表機関である。合議制の議会と独任制の市長は、本市にとって最良の意思決定を導くため、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意見を市政に反映させるために競い合い、協力しながら、市民の信託に応えなければならない。

平成12年の「地方分権一括法」の施行などにより、地方分権の推進が一層目指され、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大する時代を迎える中、議会はその持てる機能を十分に発揮し、信頼され開かれた議会として使命を果たしていかねばならない。

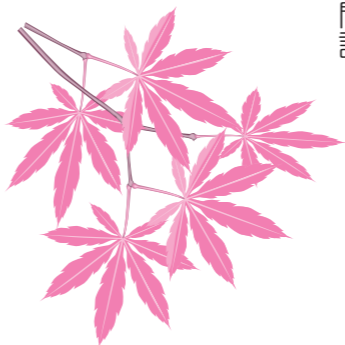
議会は、その原点を踏まえ、多様な市民の意見を市政に反映できる合議制の機関としての特性を最大限生かしていくため、地方自治法等の遵守とともに、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な市民参加の推進を図る。さらには特定所管事務調査の充実、議員問討

議の展開、市長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について定め、市民の負託に応えていくことにより、市民が安心して生活できる豊かなまちを実現することを決意し、ここにこの条例を制定する。

素案までの道のり

平成20年市民の皆さまからの議会に対する厳しい声を受け、議会改革特別委員会を設置し、これまで45回の委員会と12回の検討小委員会またその他改革案の研究委員会も数回重ねてきました。

改革案件は30件以上になり、すぐに実践に移したものもあります。条例の制定に当たり、これまで実践してきたことを基に、全議員が分担して8章の原案骨子を作成、それを受けて8名の議会基本条例検討小委員会で議論を尽くし、それを議会改革特別委員会で素案としてまとめ上げたものです。



第1章 議会の役割を明らかにし、市民が安心できる豊かなまちをつくります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民が安心して生活できる豊かなまちを実現することを目的とする。

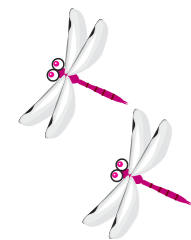
第2章 活動原則を定め、市民の声を反映した市政の実現に努めます。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市の意思決定機関であり、行政の監視機関としての責任を果たすとともに、市民の意見を反映した計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)の立案、決定及び評価のために、

- 1) 情報公開や市民参加の推進に努めること。
- 2) 透明性、公平性及び公正性を確保すること。
- 3) 平易な言葉で説明責任を果たすこと。
- 4) 法令等を遵守す



めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民が安心して生活できる豊かなまちを実現することを目的とする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、直接選挙で選ばれた市民全体の代表者であることを自覚し、合議制の機関である議会を構成する一員として、一部の地域、団体の課題のみならず、市政の課題全般について、自らの良心と責任をもって市民の負託に応えなければならない。

2 議員は、市政の課題及び市民の意見、要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるため不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

第3章 議会機能を強化し、議論を尽くして合意形成に努めます。

第3章 議会機能の強化

(委員会の活動原則)

第4条 委員会は、その所管に属する議案の審査、事務調査、請願等の審査を充実させ、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査制度及び必要とされる重要課題を調査する特定所管事務調査制度の積極的な活用により、政策の立案、提言その他の能動的な活動に努めなければならない。

3 委員会の運営については、西脇市議会委員会条例(平成17年西脇市条例第187号)で定めるところによる。

(議員問討議)

第5条 議会は、議案等の審議に当たっては、議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

(議案等の審査及び調査)

第6条 議会は、議案等の審査及び調査に当たり必要があると認めるときは、学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

(請願及び陳情)

第7条 議会は、市民からの請願を政策提言と位置付け、その審議においては、請願者の要請があったときは意見を聴く機会を設けなければならない。

2 議会は、市民からの陳情を政策提言と位置付け、その調査において必要があると認めるときは、陳情者から意見を聴く機会を設けることができる。

第8条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、専門家及び有識者による研修会を積極的に開催するものとする。



第4章 市長等の事務執行の監視と評価に努め、適切な対応を求めます。

第4章 議会と市長等との関係

(基本原則)

第9条 議会は、市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行わなければならない。

2 本会議における一般質問については、

論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行い、質疑、緊急質問についても総括方式のほか、一問一答の方式でおこなうことができるものとする。

3 委員会での質疑等

については、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。

4 本会議又は委員会

に出席を要請された市長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

5 本会議に出席を要請された市長は、議員提出議案や議員修正案に対して、議長の許可を得て意見を述べることができる。

6 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長の許可を得て市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。

(政策等形成過程の説明資料要求)

第10条 議会は、重要な政策等について、論点を明確にし、政

策水準の向上を図るため、市長に対し、次に掲げる事項の説明資料の提出を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景及び目的
- (2) 提案に至るまでの経緯及び検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 西脇市総合計画との整合性
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係わる経費の財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算及び効果予測
- (8) 市民参加の実施の有無及びその内容

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにす

るとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第11条 議会は、予算案及び決算を審議するに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し政策別又は事業別の分かりやすい説明資料の提出を求めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第12条 市政全般にわたる重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、総合計画基本構想のほか、市政における重要な計画、提携及び協定のうち、議会における審議が必要と認めるものに

ついては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議決事件として別に条例で定めるものとする。

(附帯決議)

第13条 議会は、本会議において可決した附帯決議について、市長に対し最大限尊重することを求め、併せて、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

(請願採択への対応) 第14条 議会は、採択した請願のうち、市長等において措置することが適当と認められた場合において、市長等はその趣旨を実現するよう努めることを求めるものとする。また、議会は、当該請願に関する事後の状況、対応等の報告を市長に求めるものとする。



議会改革特別委員会の様子

第5章 市民参加と情報公開を推進し、親しみある議会を目指します。

第5章 市民と議会との関係

(基本原則)

第15条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができ、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、議会の活動

に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

(一般会議)

第16条 議会は、市政に関する政策的な情報及び意見を交換するため、必要と認められる場合又は市民団体等の求めに応じた場合は、別に定めるところにより一般会議を行うことができる。

(情報公開の推進)

第17条 議会は、議会

の役割、責任を市民に明らかにするため

西脇市情報公開条例(平成17年西脇市条例第21号)の趣旨に

のつとめ、議会が保有する議会活動に関する情報の一層の公開を図るものとする。

2 議会は、本会議、

常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット配信に努めるものとする。

3 議会は、視察報告、

全議案についての各議員の賛否等を公表するものとする。

(議会報告会)

第18条 議会は、第15条の規定に関する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を原則として

年2回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。

2 議会報告会は、議

会の審議経過及び議決結果の報告だけでなく、市政全般について市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かすものとする。

(議会だよりの充実)

第19条 議会は、議会だよりを毎定例会後に発行するものとし、臨時に発行できるものとする。

第6章 議会の組織を明らかにし、より円滑な運営に努めます。

第6章 議会の組織

(議員の定数)

第21条 議会の議員の定数(以下「議員定数」という。)については、西脇市議会

2 議会だよりの編集

は、議員から選出された委員による議会広報編集特別委員会が行うものとする。

3 議会だよりの編集

は、議員から選出された委員による議会広報編集特別委員会が行うものとする。

(議場の開放)

第20条 議会は、原則として年2回以上、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。

(議長)

第23条 議長は、議会

(会派)

第22条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

(議会事務局の充実)

第25条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の諸調査及び法制機能の充実を図るものとする。

第7章 市民の代表として高い倫理感を持って行動します。

議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第26条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理を常に自覚

を代表し、中立公正な職務遂行に努める

とともに、円滑な議会運営を行わなければならない。

(議会図書室の充実)

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会関連図書

を充実させるとともに、議会図書室の一般利用(閲覧)に努めるものとする。

し、自己の地位に基づき影響力を不正に行使用するなど市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請等に対して、両者の関係の透明性を図るため、要請等の日時、内容、対応及び経過を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

(執行機関等委員の就任制限)

第27条 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法令に定めがある場合を除き、原則として審議会等の市の付属機関の委員に就任しないものとする。

(政務活動費の執行及び公開)

第28条 議員は、市政諸課題の調査、研究及び政策提言等に資するため交付され

る政務活動費の執行に当たっては、西脇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年西脇市条例第4号)を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点から、市民から疑義が生じないよう、議長に対して証書類を添付した収支報告書を提出しなければならない。

3 議会は、政務活動費の収支報告を毎年度市民に公表するものとする。ただし、市民から前項の収支報告書の開示請求があった場合は、速やかに開示するものとする。

(議員報酬)

第29条 議員報酬は、西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年西脇市条例第44号)の定めるところによる。

るによる。

2 議員が議会活動を引き続き長期間休止したときは、議員報酬を減額して支給するものとする。減額する割合等については、西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成22年西脇市条例第1号)で定めるとおりとする。

3 議会は、議員報酬の改定に当たって議員が提案する場合は、行財政改革の視点や近隣市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分に考慮し、併せて、市民の意見を聴取する機会を設けなければならない。その場合において、参考人制度、公聴会制度を活用することができ



第8章 改革を継続し、この条例の検証と見直しを行います。

第8章 改革の継続と見直し

(議会改革)

第30条 議会は、社会環境の変化と、新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

(他の条例との関係)

第31条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する条例、規則等の制定、改定及び廃止に当たっては、この条例の主旨を尊重し、整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(検証と見直し手続)

第32条 議会は、年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



編集後記

暑かった夏が去り、天高く馬肥ゆる秋を迎えました。先日、町内の敬老の集いがあり、90歳を越える長寿者に「お元気でですね」とお声を掛けると、その先輩は「この暑い夏を生きてもここにいられたのは、家の者の見守りがあったから」と、ご家族への感謝の念を述べられました。老若男女がひとつ屋根の下に生活することの大切さがこの言葉に表れていると思いました。

今、西脇市は100歳以上の長寿者が19人、その内、最高齢者は、5人揃って103歳、めでたい限りです。本当に長生きしていて良かったと思える社会にしなければと思います。

議会は、この1年「議会基本条例」制定に向け、精力的な取り組みを行い、ようやく成案間近に至りました。

市民の皆様のご意見をお待ちしております。